

旅行業新規登録、更新、変更登録の際の必要書類（資産負債の明細）について

旅行業の新規、更新、変更の各登録について、基準資産の状況（資産負債の明細）を確認するため、届出書類に下記の書類も添付していただきますようお願いいたします。

1. 必要書類（（1）、もしくは（2）の**どちらかが**必要です）

（1） 決算書類に関する公認会計士または監査法人による監査証明。

（2） （1）に示す証明を取得していない場合は、確定申告書の写し及び下記 2. に示す資産・負債の明細を示す書類。

2. 貸借対照表にある各項目のそれぞれの金額が分かるもの（①勘定科目内訳書）**及び**、内訳書に記載のあるそれぞれの金額について、その金額が正しいことが証明できる公的書類（②に示す書類）

① 勘定科目内訳書

② 勘定科目内訳書に記載のある各項目の金額が正しい事が証明できる書類*

※各項目の金額が正しい事が確認できる書類とは。

- ・現金及び預金、保険積立金など：現金については現金出納簿の写し（決算日時点での額が確認できるもの）、預金や保険積立金については決算日時点で預金額が分かる残高証明書の写し
- ・固定資産（建物、車両、備品等）：減価償却簿の写しなど、決算時点での各資産の償却額が確認できるもの（社内状況により減価償却がされていない時期がある場合などについて、別途資料の作成をお願いする場合があります）。
- ・出資金や保証金、敷金、リサイクル預託金、加入金など：証書やリサイクル預託証、契約書（金額の分かるもの）の写しなど、それぞれ額の確認できるもの

※審査していく中で、上記の他に必要書類の追加をお願いすることありえます。また、申請業者の財務状況等によって、別途、追加で必要書類が必要な場合があります。